

1 指定工事店新規登録申請時の提出書類

『新規登録』提出書類		指定様式	備 考	□欄
排水設備指定工事店指定申請書		様式第13号を使用して下さい。	—	
添付書類 1	個人※ 住民票抄本	工事経歴書は指定様式ありません。独自で作成して下さい。	本籍・筆頭者・続柄欄省略で本人のみ記載されているもの。直近3カ月以内に発行されたもの。	
	工事経歴書		—	
	身分証明書		破産宣告又は破産手続開始決定の通知に関する事項を証明するもの。ただし、日本国籍を有する者に限る。直近3カ月以内に発行されたもの。	
添付書類 2	法人※ 登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	工事経歴書は指定様式ありません。独自で作成して下さい。	直近3カ月以内に発行されたもの。	
	定款の写し		—	
	工事経歴書		—	
	代表者の住民票抄本		本籍・筆頭者・続柄欄省略で本人のみ記載されているもの。直近3カ月以内に発行されたもの。	
3	誓約書	指定様式を使用して下さい。	—	
4	営業所の平面図、写真及び付近見取図	指定様式はありません。独自で作成して下さい。	—	

※個人事業主の場合、添付書類2不要。法人の場合、添付書類1不要。

『提出書類について、次のページもあります、ご確認ください』

	排水設備工事責任技術者名簿	指定様式を使用して下さい。	—	
	排水設備工事責任技術者選任届	様式第19号を使用して下さい。	選任する技術者が複数いる場合は、全員分各々提出すること。	
添付書類 5	住民票抄本	指定様式はあります。 選任する責任技術者の雇用関係を証するもの	代表者を選任技術者とする場合も必要。本書・筆頭者・続柄欄省略で本人のみ記載されているもの。直近3ヶ月以内に発行されたもの。	
	排水設備工事責任技術者証の写し		選任する技術者が複数いる場合は、全員分提出すること。	
6	選任する技術者の排水設備工事責任技術者証の写し	指定様式はありません。	以下①～⑤のいずれか1点（代表者を選任技術者とする場合も必要です） ①住民税・特別徴収税額の決定通知（特別徴収義務者用）のコピー（直近のもの） ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書のコピー（直近のもの） ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のコピー ④雇用保険適用事務所情報 事業所別被保険者台帳の写し ⑤源泉徴収票のコピー ※マイナ保険証、資格確認証は事業所名称（会社名）の記載がなく、雇用関係の確認ができないため、雇用関係の確認書類として使用できません。また、マイナンバー法等の一部改正法により、健康保険被保険者証での確認は令和7年12月1日までとします。	
	資産調書		選任する技術者が複数いる場合は、全員分提出すること。	
8	他の下水道管理者が発行した排水設備指定工事店証の写し	指定様式はありません。	これをもって上記添付書類の1、2、4、7の書類提出を省略することができる。	
申請手数料 1万円		申請書提出時に必要		

2 指定工事店異動時の提出書類

《異動》提出書類		指定様式	備 考	<input checked="" type="checkbox"/> 欄
異動届		様式第18号を使用して下さい。	—	
添付書類	組織の変更 商号の変更 営業所の移転	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書	直近3カ月以内に発行されたもの。 本籍・筆頭者・続柄欄省略で本人のみ記載されているもの。直近3カ月以内に発行されたもの。 直近3カ月以内に発行されたもの。 本籍・筆頭者・続柄欄省略で本人のみ記載されているもの。直近3カ月以内に発行されたもの。	
	代表者の住所変更	代表者の住民票抄本		
	代表者の変更	登記事項証明書又は履歴事項全部証明書		
		新たな代表者の住民票抄本		

3 選任する排水設備工事責任技術者の変更時の提出書類

《選任技術者変更》提出書類		指定様式	備 考	<input checked="" type="checkbox"/> 欄
排水設備工事責任技術者選任届		様式第19号を使用して下さい。	新たに選任する技術者が複数いる場合は、全員分各自提出すること。	
添付書類	新たに選任する技術者の住民票抄本	指定様式はありません。	本籍・筆頭者・続柄欄省略で本人のみ記載されているもの。直近3カ月以内に発行されたもの。	
	新たに選任する技術者の排水設備工事責任技術者証の写し		選任する技術者が複数いる場合は、全員分提出すること。	
選任する責任技術者の雇用関係を証するもの		指定様式はありません。	<p>以下①～⑤のいずれか1点</p> <p>①住民税・特別徴収税額の決定通知（特別徴収義務者用）のコピー（直近のもの） ②健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書のコピー（直近のもの） ③雇用保険被保険者資格取得等確認通知書のコピー ④雇用保険適用事務所情報 事業所別被保険者台帳の写し ⑤源泉徴収票のコピー</p> <p>※マイナ保険証、資格確認証は事業所名称（会社名）の記載がなく、雇用関係の確認ができないため、雇用関係の確認書類として使用できません。また、マイナンバー法等の一部改正法により、健康保険被保険者証での確認は令和7年12月1日までとします。</p>	
排水設備工事責任技術者選任解除届		様式第19号を使用して下さい。	選任解除する技術者が複数いる場合は、全員分各自提出すること。	